広告掲載取扱要領

「京都市動物園ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を取り扱う事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市動物園ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://zoo.city.kyoto.lg.jp/zoo/
	ホームページの内容	京都市動物園からの情報を掲載しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約14万件(令和6年1月から令和6年12月末までの日本語、英語、中国語、ハングルページの平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部(バナー広告の掲載位置については指定できません。)
	広告データ	・縦127ピクセル×横210ピクセル ・ファイル形式はGIF(画像に変化、移動のないもの) 又はJPEG ・データ容量は500キロバイト以内
	枠数	6 枠
	その他の仕様	 バナーから広告主ホームページへは直リンクを可能とします。 ALT 属性は自由に設定することができます。 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ(使いやすさ)、アクセシビリティ(利用のしやすさ)に配慮してください。 利用者が動物園ホームページのコンテンツの一部であると混同しない表現としてください。 バナーは申込者が作成してください。 広告枠下に、次の文章を掲載します。 (注意)本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトヘリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。
掲載条件	広告料金(税込み)	月額 10,000円/枠 ※年間掲載の場合は、年額100,000円/枠
	広告掲載期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日 ※上記期間中、任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の3週間前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿し ていただきます。
基掲準載	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱京都市広告掲載基準

	広告媒体の目的、性質等に応 じ定める個別の広告掲載基準	ペットショップ、葬儀・墓地・墓石関連事業者(動物関連 も含む)の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/00001249 40.html)を確認してください。
	申込方法	 広告掲載申込書(第3号様式)をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。(持参、Eメール、ファックス又は郵送) 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	令和7年2月13日(木)以降、随時受け付けます。 (全枠の掲載広告が決まりましたら、受付を終了させていただきます。) 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告取扱事業者(広告主及び広告代理店等)とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に当する契約条件については、京都市広告事業のでは、分割不可)・ 契約締結後、本市から広告料の付してください。(分割不可)・ 広告データについては、事前に審査を行います(内容により修正等をお願いする場合があります)。また、とします。 ・ 広告であの方法として、があります。また、とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 広告内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えばできません。です。(差替えば原則として各月の初日とおいてのみ可能とし、月の途中からの差し替えばできません。・ 掲載中の広告をも、期間ではより広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間に会りおよった場別できません。・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間が発生した場合でも、期間で会によりたまない。方により、ホームページを閉鎖している期間が発生した場合でも、期間で会によりた場合には、広告の内容等に関するがあった場合には、広告の内容等に関する等があった場合には、広告である責任は、広告では、広告であります。 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう多めてください。

お申込み・お問い合わせ先

京都市動物園総務課 (担当:池水) 〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内

電話番号 075-771-0210 FAX番号 075-752-1974